

美濃加茂市子ども・子育て支援事業計画 (案)



美濃加茂市

目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画期間	4
5	計画策定体制と経過	5

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1	美濃加茂市の子どもをめぐる状況	6
2	保育サービス等の現状	11
3	ニーズ調査結果から見られる現状	16
4	美濃加茂市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	26

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	28
2	基本的な視点	29
3	重点施策	30

第4章 計画の施策内容

1	教育・保育提供区域の設定	33
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	34
3	幼児期の学校教育・保育の見込みと確保内容・実施時期	38
4	地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保内容・実施時期	41
5	教育・保育施設及び地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の質の確保に関する事項	53
6	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保	53
7	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	54
8	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	54
9	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	55

第5章 計画の進行管理

1	行政機関の連携	56
2	市民や地域との連携	56
3	計画の進行管理	56

1 計画策定の背景

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

子育て家庭を取り巻く環境が変化するなか、子どもたちが健やかに成長していくことができるよう、子育て世帯の保護者は日々子育てに励んでいます。

本市では、これまで、こうした保護者のがんばりを支えるため、「美濃加茂市次世代育成支援行動計画」に基づき、地域の子育て環境づくりや、子どもの教育環境づくり、子育てと社会参加の両立支援、家庭生活における子育て支援など、様々な取り組みを進めてきました。

今後も、すべての家庭が安心して子育てできるよう、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、子どもの育ちと子育てを、行政を始め地域社会全体で支援していくことが求められています。

さらに、子どもが健やかに育つために、子・親・地域のみんながつながり、あらゆる取り組みを通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていくことが大切になります。



2 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成 15 年）等に基づき、総合的な施策が講じられてきており、その中で、将来の次世代育成支援として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

そして、更なる子どもの育ちや子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立しました。

この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、子ども・子育て関連法の一つである「子ども・子育て支援法」に基づき 5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

【 子ども・子育て関連 3 法と制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の 3 つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連 3 法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。具体的には、設置手続きの簡素化や、財政措置の見直しなど。

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。

地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること。

3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、市町村に策定が義務づけられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、次世代育成支援行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、その考えや取組を踏襲しながら、すべての子どもの「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

(2) 計画の対象

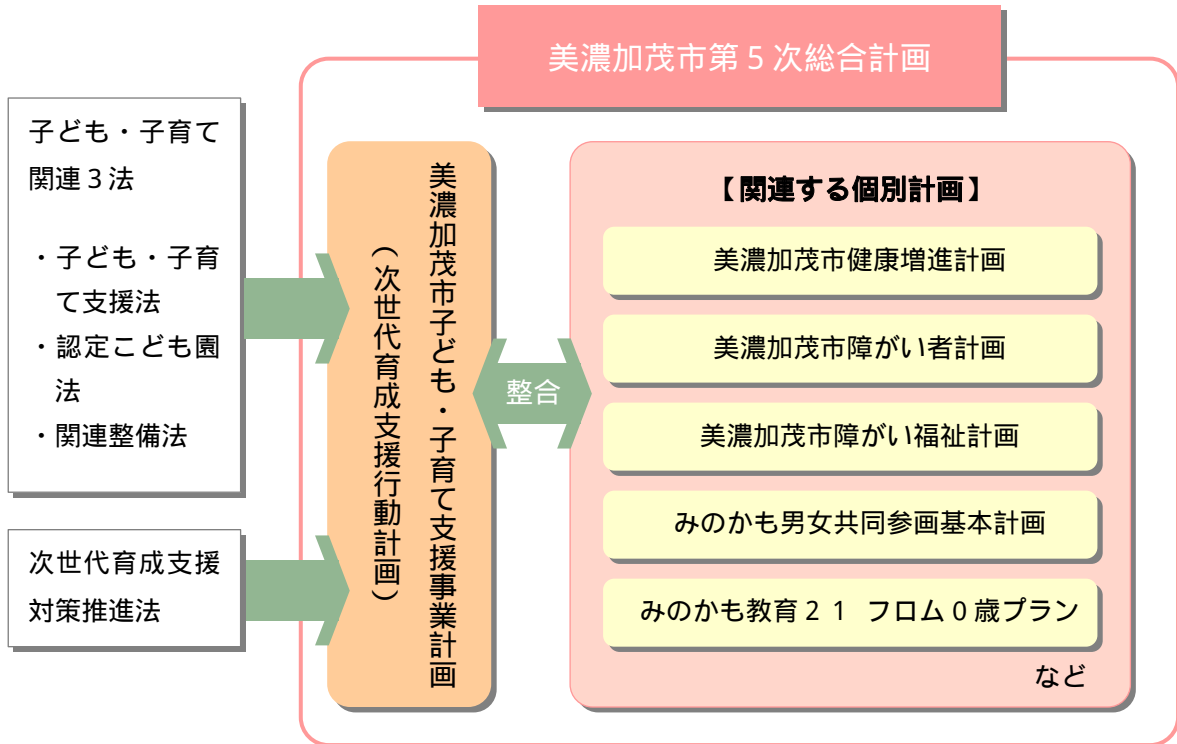
本計画では、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となりますが、学童期までの子どもや子育て家庭等を主な対象とします。

また、子ども・子育て支援法及び基本指針が定めるところの、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とします。

(3) 関連計画との関係

美濃加茂市第5次総合計画に掲げられている「まあるいまち みのかも」の基本目標「快適でこちよく定住できる街をつくります！」の政策目標「未来を担う、心豊かでたくましい子どもを育む」を目指し、子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置づけます。

【 計画の位置づけ 】



4 計画期間

「子ども・子育て支援法」において、自治体は平成27年度から5年を1期とした「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

また、本計画は、次世代育成支援行動計画を含んでおり、「次世代育成支援対策推進法」では、5年を1期として策定するものとされています。そのため、本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までとします。

計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年をめぐり計画の見直しを行います。

【 計画期間 】

平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
策定					

5 計画策定体制と経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳就学前児童の保護者2,000人、小学生の保護者1,000人を対象として、「子育て支援に関するアンケート調査」(以下、ニーズ調査という。)を実施しました。

(2) 「美濃加茂市子ども・子育て会議」の設置

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「美濃加茂市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

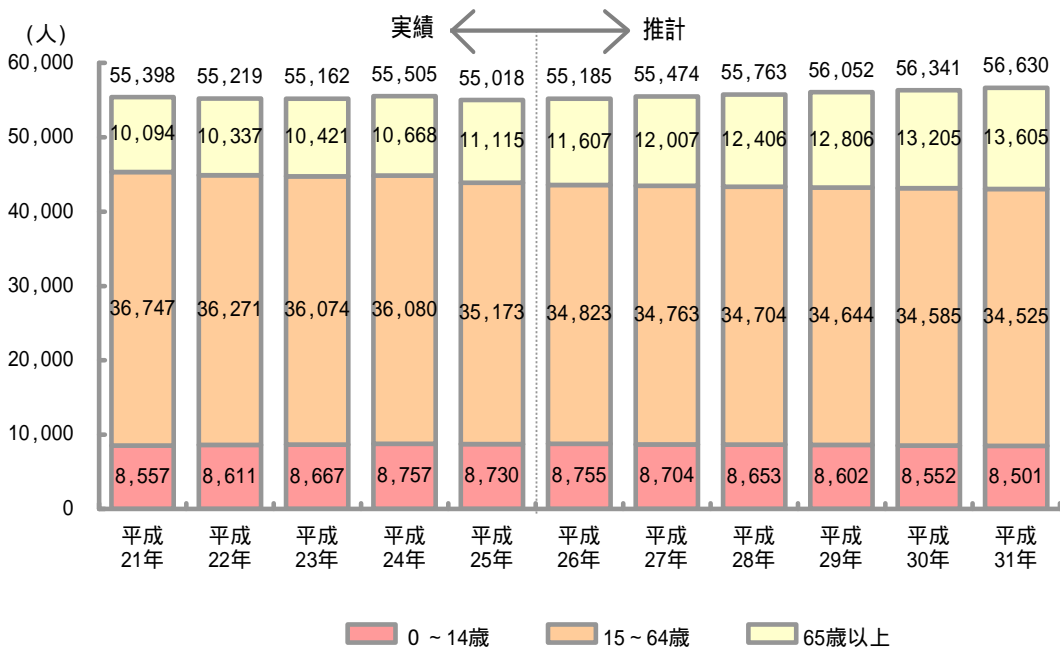
1 美濃加茂市の子どもをめぐる状況

(1) 子どもの人口の推移と推計

本市の総人口は平成21年以降、微減傾向で推移し、平成25年4月1日現在で55,018人となっています。

平成26年以降の推計人口は、微増傾向となっていますが、0～14歳の人口は減少傾向、65歳以上の人口が増加しており、少子高齢化が進むことが考えられます。

【 人口推移と推計 】

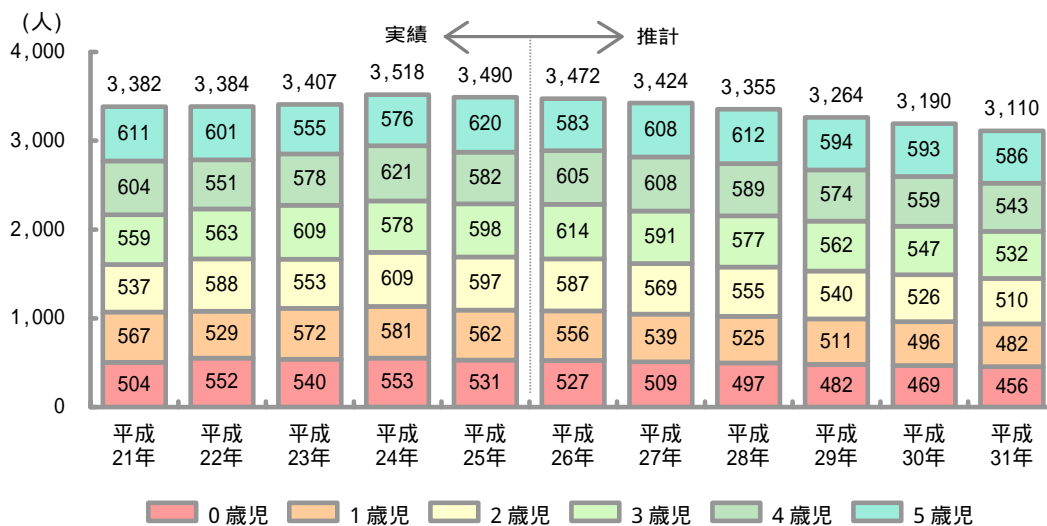


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成21～24は外国人人口を含む）
平成26年以降は推計人口

(2) 5歳以下の子どもの人口の推移と推計

本市の5歳以下の子どもの人口の推移と推計をみると、平成24年までは増加傾向でしたが、平成25年以降は年々減少していくことが推測されます。

【 子どもの人口の推移と推計 】

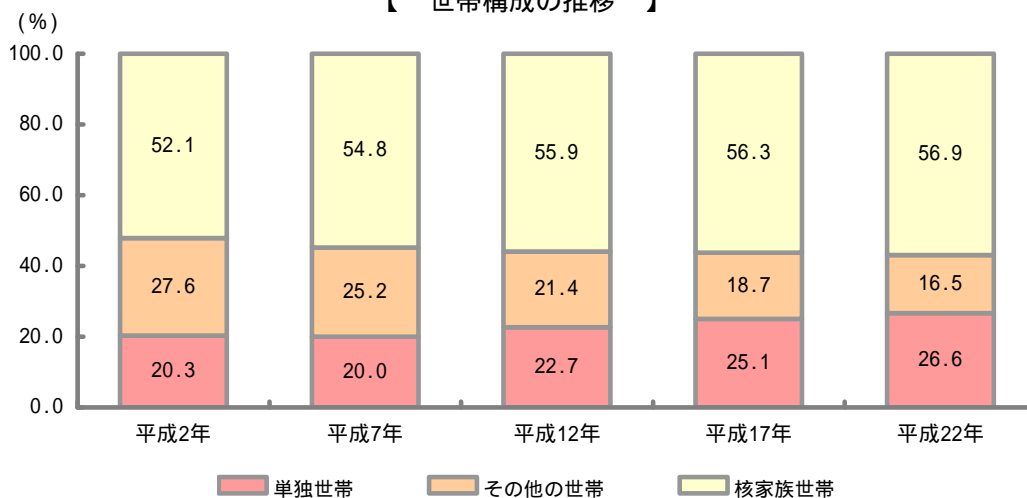


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成21～平成24は外国人人口を加味）

(3) 世帯構成の状況

本市の世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も高く、5割を超えており、増加傾向で推移しています。また、単独世帯の占める割合も増加傾向で推移しており、3世代世帯を含むその他の世帯は、減少し続けています。

【 世帯構成の推移 】



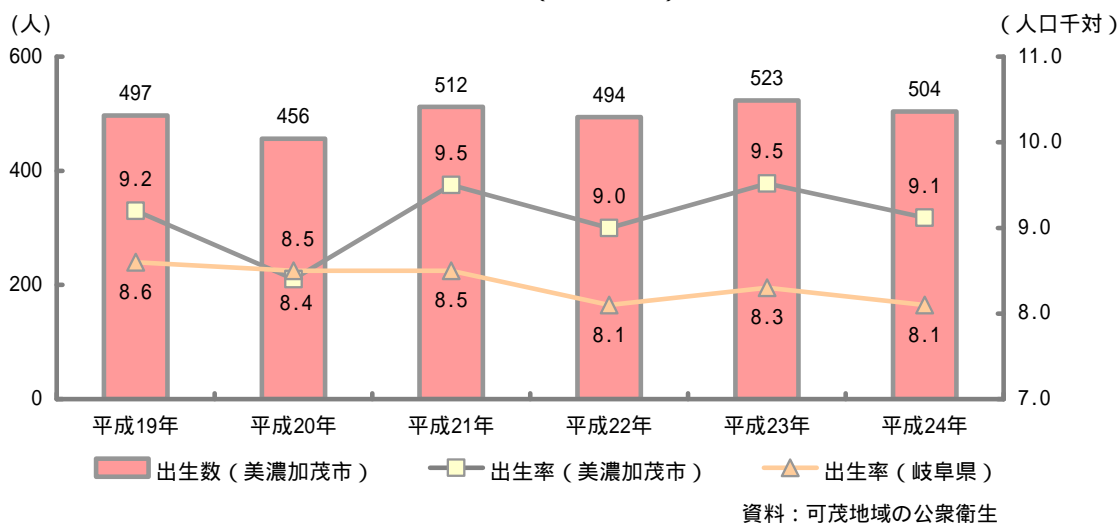
資料：国勢調査

(4) 出生の動向

本市の出生数及び出生率の推移をみると、出生数は年によってばらつきはあるものの、近年は500人前後で推移しています。

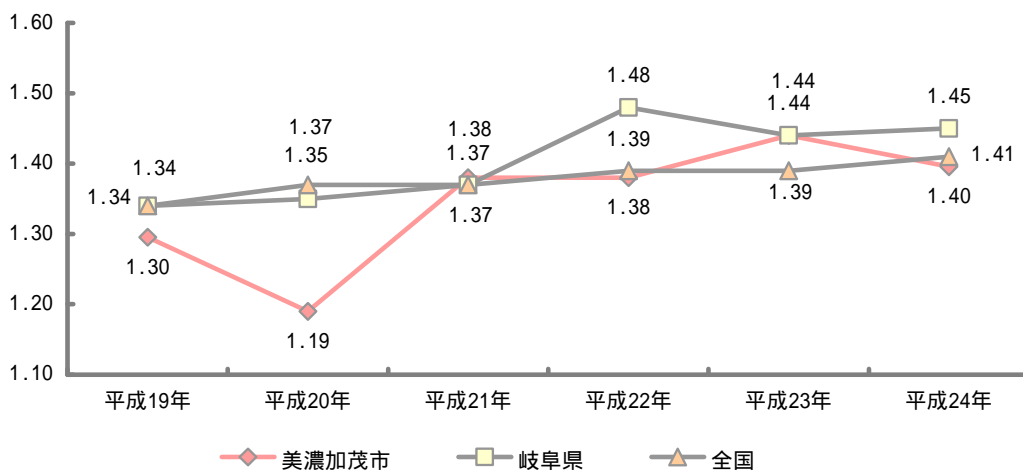
出生率は、出生数と同様に年によってばらつきはあるものの、平成20年を除き、県の出生率を上回って推移しています。

【 出生数及び出生率（人口千対）の推移 】



本市の合計特殊出生率の推移をみると、平成20年の1.19と最も低くなっているものの、近年は1.40前後で推移しています。また、平成23年には、国を上回り県と同じく1.44になりましたが、平成24年には、国と県に比べ低くなっています。

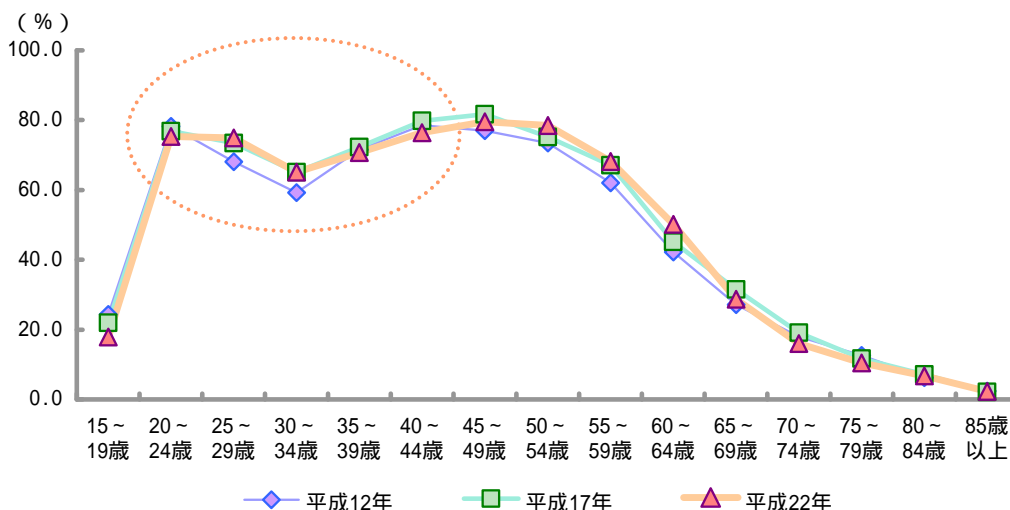
【 合計特殊出生率の推移 】



(5) 女性の労働状況等

本市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。しかし、落ち込みの大きい30～34歳の労働力率は年々上昇し、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

【 女性の年齢別労働力率 】

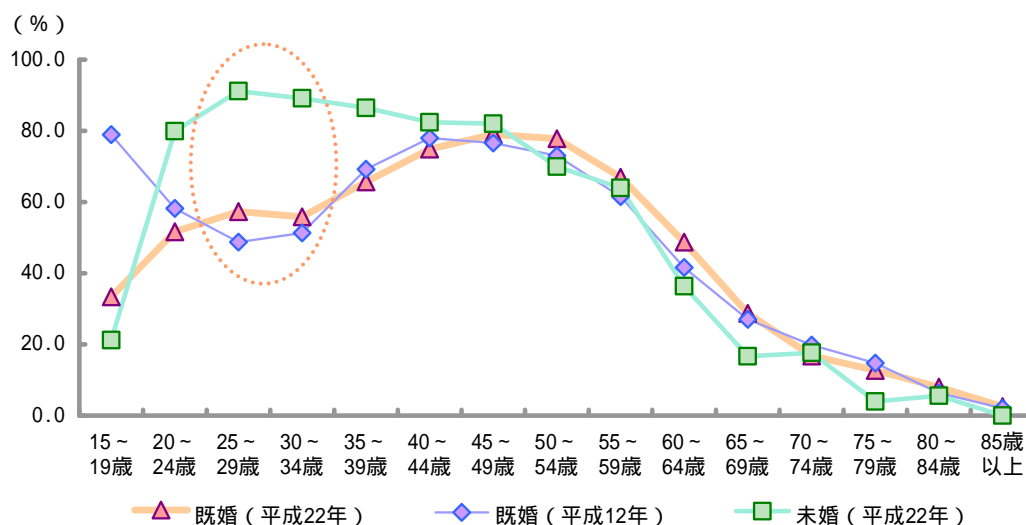


資料：国勢調査

女性の未婚・既婚別労働力率をみると、既婚に比べ未婚の20歳代から30歳代において、20ポイント以上労働力率が高くなっており、特に25～34歳で30ポイント以上の差となっています。

また、女性の既婚者における労働力を平成12年と比較すると、25～29歳、30～34歳では働く女性が増えています。

【 女性の未婚・既婚別労働力率（平成22年） 】

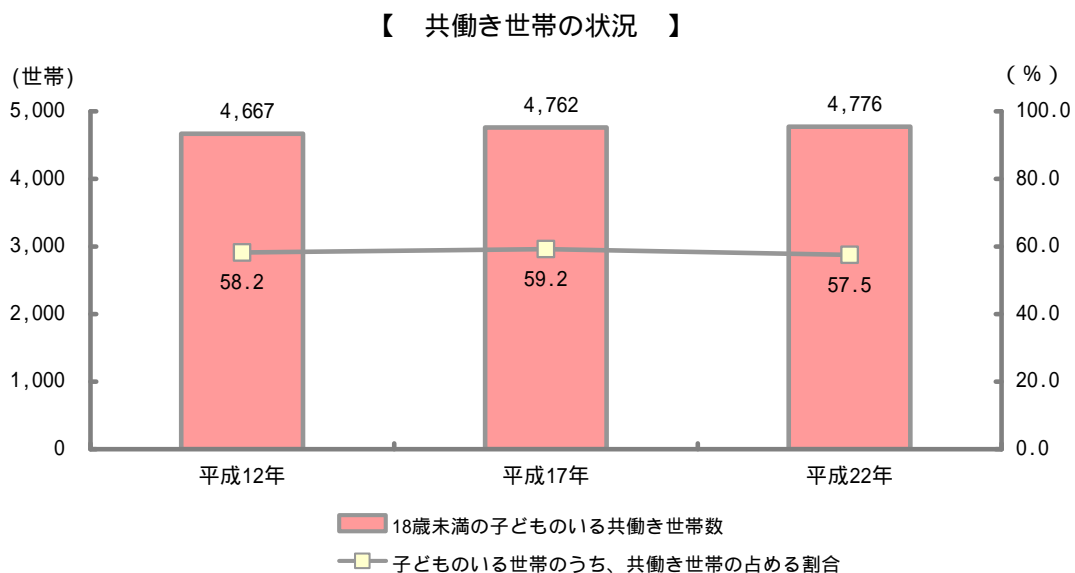


資料：国勢調査

(6) 共働き世帯の推移

本市の共働き世帯の状況を見ると、18歳未満の子どもがいる共働き世帯数は、増加傾向となっており、平成22年では4,776世帯となっています。

また、子どもがいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は、約6割で推移しています。



2 保育サービス等の現状

(1) 保育所(園)・幼稚園入所状況

保育所(園)の入所状況

市内には保育所(園)が14園あり、市内在住の在籍児童数は、平成25年度の3月1日現在で1,430人となっています。

【 保育所(園)入所状況 市内在住 】

区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月
保育所(園)	14園		14園		14園		14園		14園	
0歳児	2人	18人	11人	49人	9人	41人	17人	50人	17人	58人
1・2歳児	164人	213人	183人	239人	226人	281人	265人	285人	257人	288人
3～5歳児	1,078人	1,132人	1,021人	1,064人	1,036人	1,047人	1,022人	1,031人	1,054人	1,084人
合計	1,244人	1,363人	1,215人	1,352人	1,271人	1,369人	1,304人	1,366人	1,328人	1,430人

資料：庁内資料（各月1日現在）

幼稚園の入園状況

市内には現在、私立幼稚園2園があり、在籍児童数は692人となっています。

【 幼稚園入所状況 】

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園	2園	2園	2園	2園	2園
3歳児	184人	249人	258人	226人	219人
4歳児	213人	186人	238人	258人	221人
5歳児	230人	210人	188人	236人	252人
合計	627人	645人	684人	720人	692人

古井幼稚園は平成元年4月1日から休園中のため含まず

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

(2) 待機児童数の推移

本市の保育所(園)における待機児童数は、平成 21 年度、平成 22 年度は 0 人でしたが、平成 23 年度以降は発生し、平成 25 年度では 0 歳、1 歳で 3 人、2 歳で 1 人とすべて 3 歳未満児となっています。

【 待機児童数の推移 】

年度	定員	待機児童					
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳以上	合計
平成 21 年度	1,415 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
平成 22 年度	1,415 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
平成 23 年度	1,425 人	5 人	5 人	0 人	0 人	0 人	10 人
平成 24 年度	1,425 人	3 人	3 人	0 人	0 人	0 人	6 人
平成 25 年度	1,435 人	3 人	3 人	1 人	0 人	0 人	7 人

資料：(各年度 1 月 1 日時点)

(3) 時間外保育事業

保育所(園)の公立全園、私立 1 園で 18 時 30 分まで、私立 3 園で 19 時までの受入れを実施しています。

【 時間外保育事業の実施状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	14 園	14 園	14 園	14 園	14 園

資料：庁内資料

(4) 一時預かり保育

保育所(園)における一時預かり保育は、2 園で実施しており、月平均利用人員にばらつきはあるものの、平成 25 年度で 190 人となっています。

【 一時預かり保育の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	2 園	2 園	2 園	2 園	2 園
利用者数	1,269 人	1,806 人	1,825 人	2,909 人	2,275 人
1 か月平均利用者数	106 人	151 人	152 人	242 人	190 人

資料：庁内資料

(5) 病児・病後児保育

木沢記念病院内病児・病後児保育園「ぷーさんの家」で病児・病後児保育を実施しており、月平均利用人員は平成 25 年度で 6.6 人となっています。

【 病児・病後児保育の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
月平均利用人員	1.9 人	8.3 人	6.8 人	4.3 人	6.6 人

資料：庁内資料

(6) 障がい児保育

平成 25 年度における障がい児保育の実施園は 7 園となっており、児童数は 14 人となっています。

【 障がい児保育の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園	8 園	7 園	1 園	9 園	7 園
児童数	9 人	9 人	1 人	20 人	14 人

資料：庁内資料（各年度 4 月 1 日現在）

(7) 学童保育（放課後児童クラブ）

美濃加茂市の学童保育（放課後児童クラブ）は、太田・古井・山之上・蜂屋・加茂野・伊深・三和・下米田・山手の各小学校及び加茂野児童館で開設しています。

【 学童保育（放課後児童クラブ）の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
開設場所	8 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
利用人員（低学年）	532 人	568 人	622 人	596 人	533 人
利用人員（高学年）	0 人	0 人	0 人	44 人	95 人

資料：庁内資料（各年度末現在）

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業を美谷学園（関市）、日本育成児童園（岐阜市）、合掌園（郡上市）で実施していますが、近年の利用実績はありません。

(9) 地域子育て支援拠点事業

平成 25 年度における地域子育て支援拠点事業の利用者数（保護者数）をみると、サンサンルームで 11,649 人、子育て支援センターで 2,313 人、児童館で 1,981 人となっており、合計で 15,943 人となっています。近年、サンサンルームは 11,000 人前後、子育て支援センターと児童館については、平成 25 年度で減少しているものの、合計は 16,000 人程度で推移しています。

【 地域子育て支援拠点事業の利用状況（保護者数） 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
サンサンルーム	10,636 人	11,585 人	11,014 人	11,349 人	11,649 人
子育て支援センター	1,189 人	1,509 人	2,033 人	2,465 人	2,313 人
児童館	2,633 人	3,146 人	2,663 人	2,681 人	1,981 人
合計	14,458 人	16,240 人	15,710 人	16,495 人	15,943 人

児童館の利用者数には小学生は含んでいません。

資料：庁内資料

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

利用会員と両方会員をあわせた利用会員登録者数は、年々増加しており、平成 26 年度で 877 人となっています。サポート会員と両方会員をあわせたサポート会員登録者数についても、年々増加しており、平成 26 年度で 153 人となっています。

【 子育て援助活動支援事業の利用状況 】

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用会員数	696 人	777 人	805 人	816 人	856 人
サポート会員数	65 人	77 人	82 人	124 人	132 人
両方会員数	6 人	7 人	8 人	22 人	21 人

資料：庁内資料（平成 22 年度～平成 25 年度までは 3 月 31 日現在 平成 26 年度は 9 月 30 日現在）

(11) 妊婦健康診査

発行実人員は600人程度で推移していますが、利用率は、年々上昇しています。

【 妊婦健診内訳票 】

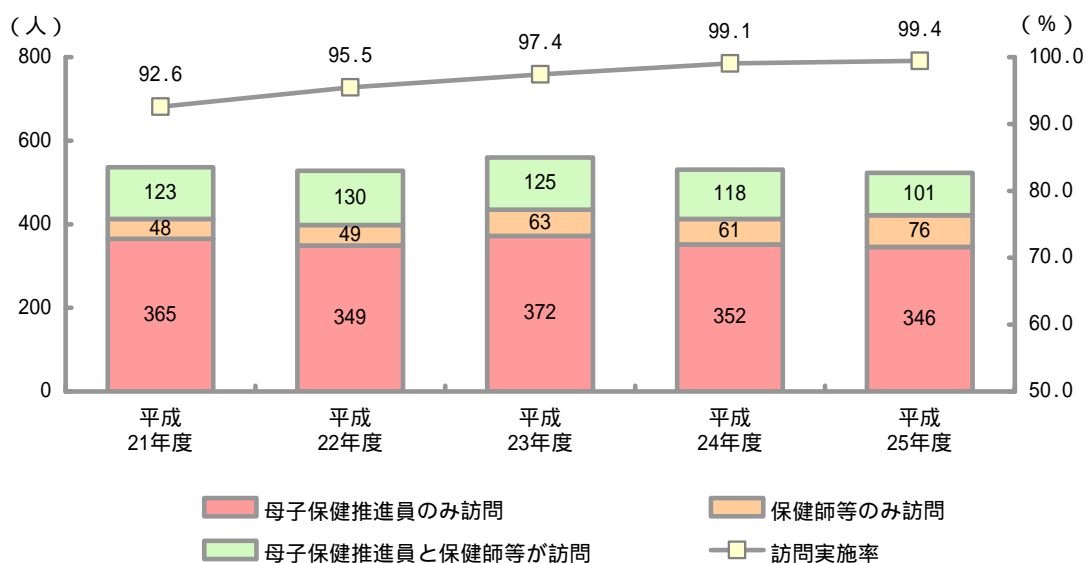
	発行実人員	基本健診助成券		
		交付数	利用枚数	利用率
平成 21 年度	609 人	8,277 枚	5,951 枚	71.9%
平成 22 年度	661 人	8,943 枚	6,617 枚	74.0%
平成 23 年度	629 人	9,098 枚	7,019 枚	77.1%
平成 24 年度	607 人	8,879 枚	7,025 枚	79.1%
平成 25 年度	617 人	8,955 枚	7,174 枚	80.1%

資料：庁内資料

(12) 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業等

訪問実施率は年々向上し、平成 25 年度では 99.4%となっています。

【 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業の実施状況 】



資料：庁内資料

3 ニーズ調査結果から見られる現状

(1) お子さんをご家族の状況について

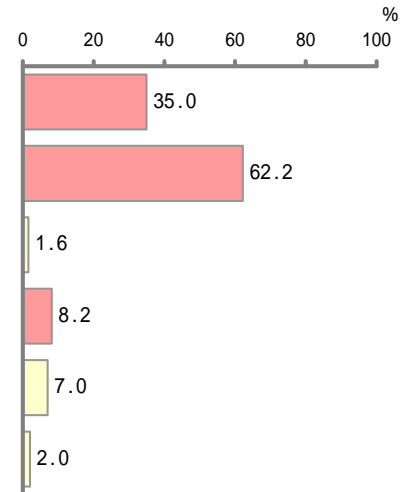
子どもをみてもらえる親族・知人

「緊急時もしくは用事の際に【就学前児童調査】

は祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が62.2%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が35.0%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が8.2%となっています。

N = 1,013

- 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる
- 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる
- 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる
- 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる
- いずれもない
- 無回答



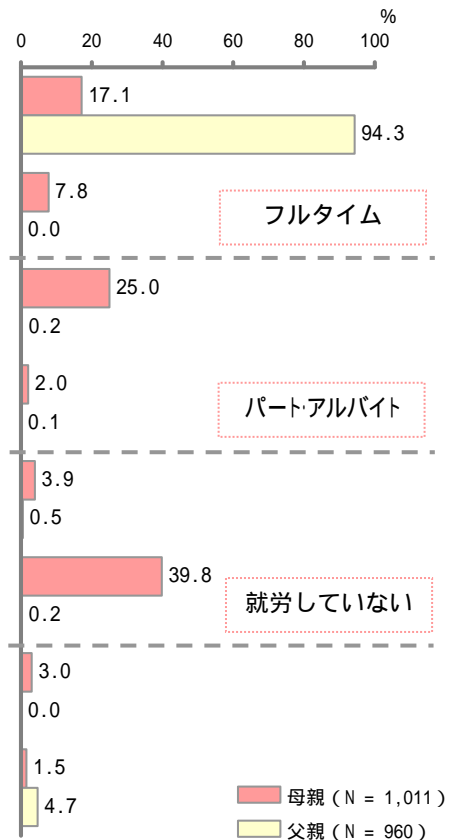
母親と父親の就労状況

【就学前児童調査】

母親は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が39.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が25.0%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が17.1%となっています。

父親は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・介護休業中ではない」の割合が94.3%と最も高くなっています。

- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 内職をしている 1日（ ）時間程度
- 以前は就労していたが、現在は就労していない



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

平日利用している教育・保育事業

幼稚園や保育所（園）など 【就学前児童調査】

の「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は全体で63.3%となっています。

その内訳は、「保育園（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」の割合が57.7%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が36.8%となっています。

N = 641

幼稚園（通常の就園時間の利用）

幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）

保育園（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）

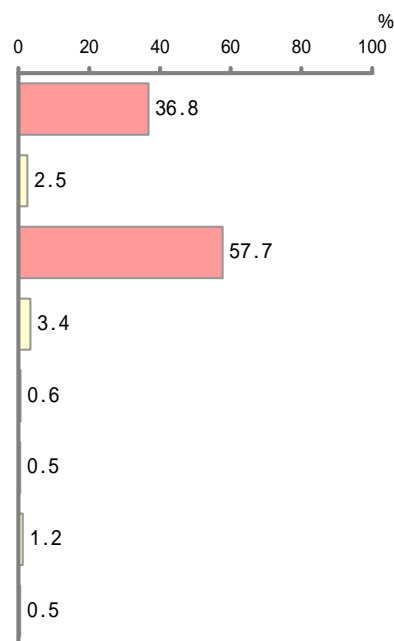
事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）

その他の認可外の保育施設

ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）

その他

無回答



平日利用したい教育・保育事業

現在、利用している、利用 【就学前児童調査】

していないにもかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「保育園（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」の割合が61.6%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が43.7%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が15.5%となっています。

N = 1,013

幼稚園（通常の就園時間の利用）

幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）

保育園（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）

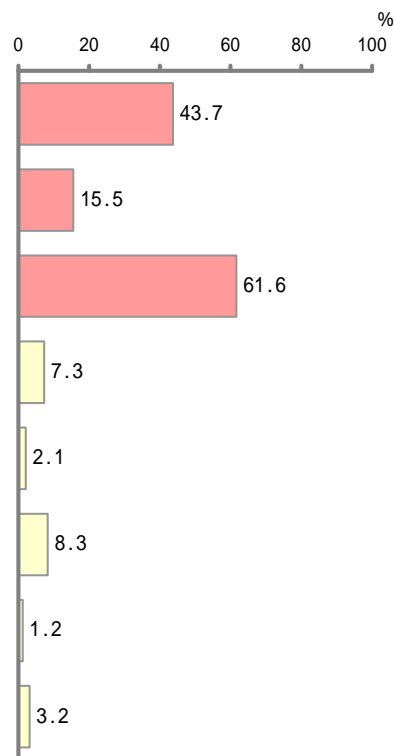
事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）

その他の認可外の保育施設

ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）

その他

無回答



(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業 【就学前児童調査】

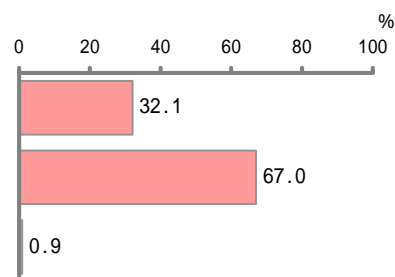
(親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場)を利用していかについて、「利用していない」の割合が67.0%、「地域子育て支援拠点事業」の割合が32.1%となっています。

N = 1,013

地域子育て支援拠点事業

利用していない

無回答



地域子育て支援拠点事業の利用希望

地域子育て支援拠点事業に 【就学前児童調査】

について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が52.6%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が24.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が17.0%となっています。

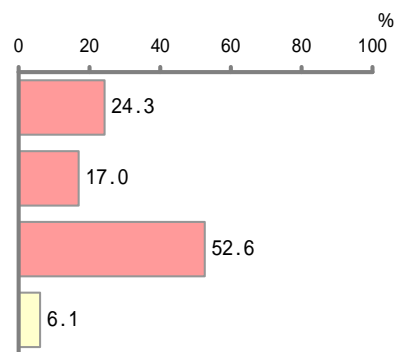
N = 1,013

利用していないが、今後利用したい

すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい

新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

無回答



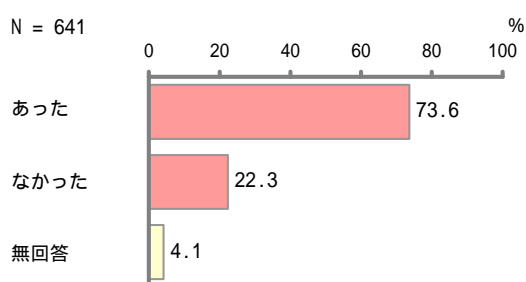
(4) 一時預かり等の短時間サービスについて

病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

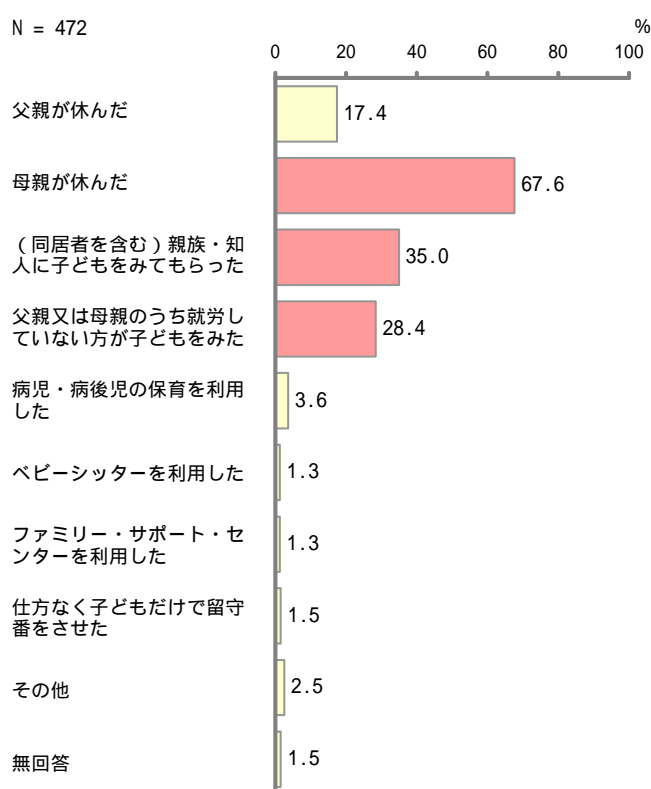
1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが、「あった」の割合が73.6%、「なかった」の割合が22.3%となっています。

対処方法として、「母親が休んだ」の割合が67.6%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が35.0%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が28.4%となっています。

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】

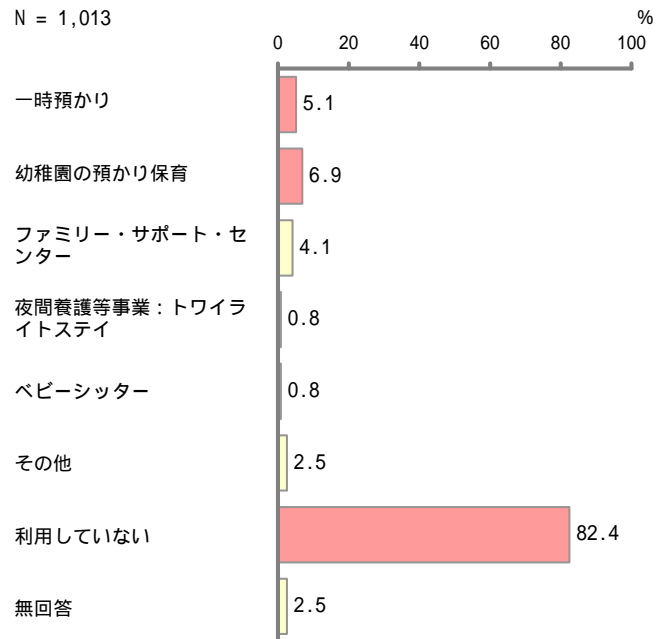


不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はあるかについて、「利用していない」の割合が82.4%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が6.9%、「一時預かり」の割合が5.1%となっています。

【就学前児童調査】

N = 1,013



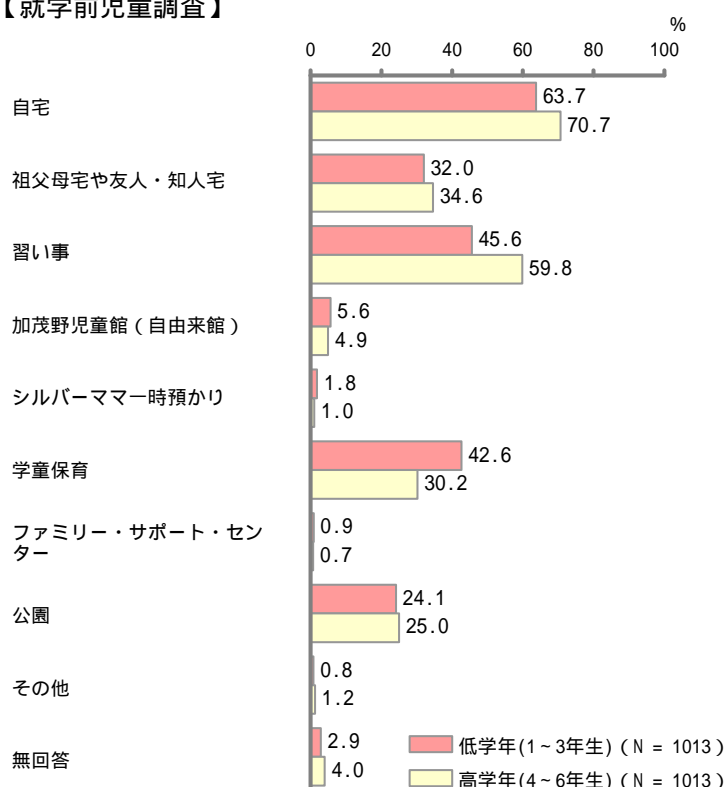
(5) 小学校就学後の放課後の過ごさせ方について

就学前児童の保護者の小学校にあがってからの希望

お子さんについて、小学校低学年【就学前児童調査】

年(1～3年生)のうち、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、「自宅」の割合が63.7%と最も高く、次いで「習い事」の割合が45.6%、「学童保育」の割合が42.6%となっています。

小学校高学年(4～6年生)では、「自宅」の割合が70.7%と最も高く、次いで「習い事」の割合が59.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が34.6%となっています。

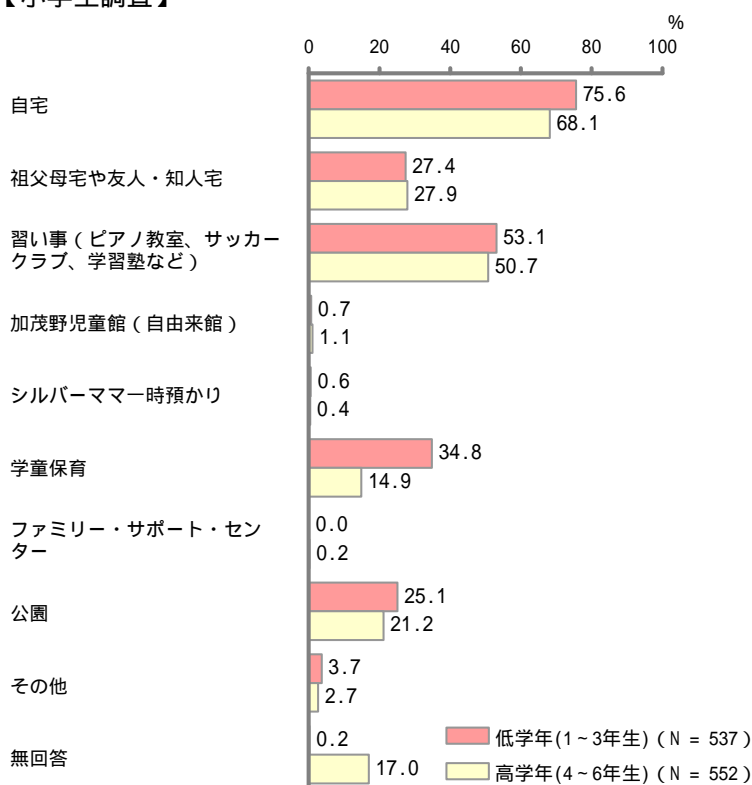


小学生の保護者の希望

お子さんについて、低・中学【小学生調査】

年(1～4年生)のうち、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、「自宅」の割合が75.6%と最も高く、次いで「習い事」の割合が53.1%となっています。

小学校高学年(4～6年生)では、「自宅」の割合が68.1%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が50.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が27.9%となっています。



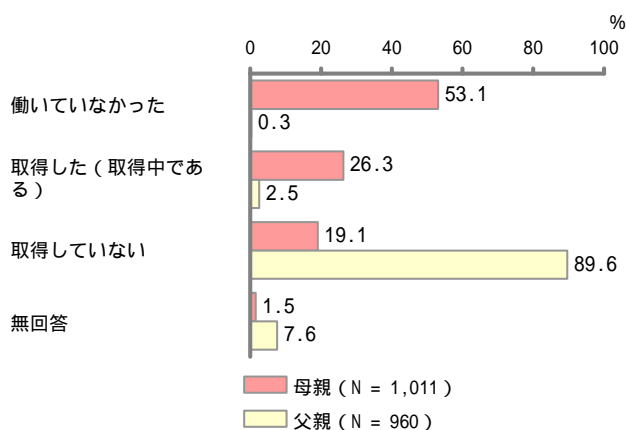
(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

育児休業の取得状況と、育児休業の取得期間

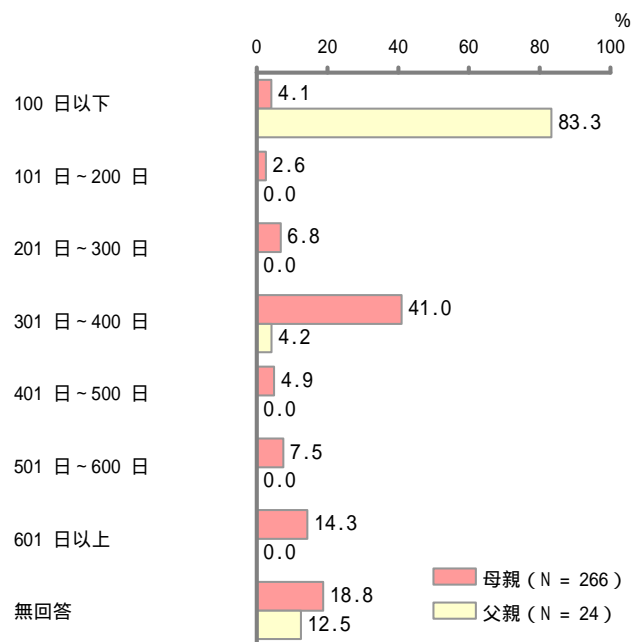
育児休業を取得したかについて母親は、「働いていなかった」の割合が53.1%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が26.3%、「取得していない」の割合が19.1%となっています。父親は、「取得していない」の割合が89.6%と最も高くなっています。

育児休業の取得期間について、母親の取得期間では、「301日～400日」の割合が41.0%と最も高く、次いで「601日以上」の割合が14.3%、「501日～600日」の割合が7.5%となっています。父親では、「100日以下」の割合が83.3%となっています。

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】



取得していない理由

育児休業を取得していない方の理由は、母親で、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が 51.3%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が 18.7%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「その他」の割合が 13.5%となっています。

父親では、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が 35.5%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」の割合が 34.5%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が 28.3%となっています。

【就学前児童調査】

単位：%

	件数 (件)	職場に育児休業を取りにくい 雰囲気があった	仕事が忙しかった	(産休後に) 仕事に早く復帰 しなかった	仕事に戻るのが難しそうだ だった	昇給・昇格などが遅れそうだ だった	収入減となり、経済的に苦し くなる	保育園(所)などに預けるこ とができた	配偶者が育児休業制度を利 用した
母親	193	13.5	4.1	1.0	10.4	0.0	3.1	1.6	0.0
父親	860	27.2	34.5	0.2	8.5	4.7	28.3	0.2	17.3

	配偶者が無職、祖父母等の親 族にみてもらえるなど、制度 を利用する必要がなかった	子育てや家事に専念するた め退職した	職場に育児休業の制度がな かった(就業規則に定めがな かった)	有期雇用のため育児休業の 取得要件を満たさなかった	育児休業を取得できること を知らなかった	産前産後の休暇(産前6週 間、産後8週間)を取得でき ることを知らず、退職した	その他	無回答
母親	3.1	51.3	18.7	5.7	2.6	5.7	13.5	11.9
父親	35.5	0.7	11.2	0.2	2.3	0.1	4.2	8.1

(7) 子育て全般について

子育てで必要な支援・対策

行政や関係機関の取り組みとして必要と思われること、重要と思われることの就学前児童調査では、「小児医療の充実や乳幼児医療費の助成制度の拡充」の割合が28.6%と最も高く、次いで「家庭と仕事が両立できるよう、各種支援事業の周知」の割合が26.9%となっています。

小学生調査では、「自然や文化とのふれあい、人との付き合い方を学ぶための体験活動の充実」の割合が28.1%と最も高く、次いで「家庭と仕事が両立できるよう、各種支援事業の周知」の割合が26.3%、「地域社会全体で子どもたちを見守り育ていく体制づくり」の割合が25.9%となっています。

単位：%

	件数(件)	子育て相談の充実	子ども同士、高齢者などとの交流の機会の充実	地域社会全体で子どもたちを見守り育てていく体制づくり	バランスのよい食生活に関する知識の普及	母子保健の充実	幼児教育	一人ひとりの個性や特徴を尊重した	自然や文化とのふれあい、人との付き合い方を学ぶための体験活動の充実	子どもたちが将来の子育てについて考えることができる場の整備	保健教育・相談体制の充実	小児医療の充実や乳幼児医療費の助成制度の拡充	交通安全啓発活動
就学前児童	1,013	13.3	10.3	21.9	2.0	5.6	13.7	20.2	-	-	28.6	4.2	
小学生	552	10.0	11.2	25.9	1.8	3.4	7.1	28.1	6.3	1.4	24.8	6.5	

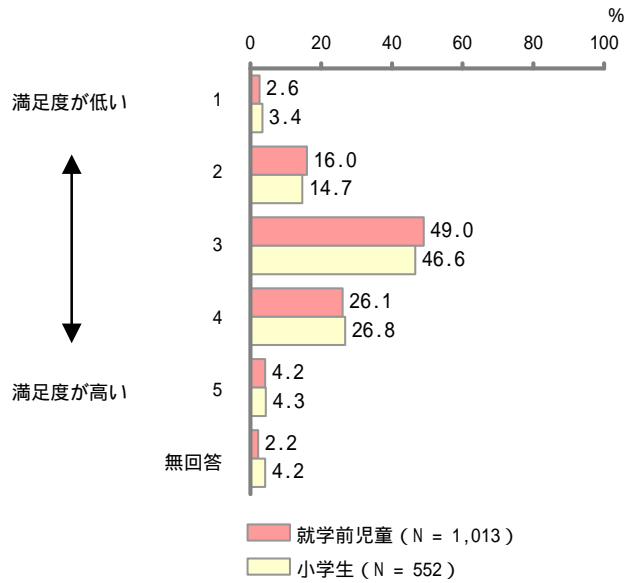
	防犯意識の啓発活動	ひとり親家庭への支援	障がいのある子どもと家庭への支援	児童虐待の防止・発見・対応	乳児保育、延長保育などの拡充	家庭と仕事が両立できるよう、各種支援事業の周知	労働時間改善など、企業や事業主へのはたらきかけ	公共施設や公園などの安全性の確保	バリアフリーのまちづくり	その他	無回答
就学前児童	5.8	3.7	4.8	6.7	14.7	26.9	12.4	18.9	1.1	9.3	16.5
小学生	10.5	5.1	7.2	7.8	5.8	26.3	13.8	24.6	1.4	1.1	16.3

美濃加茂市における子育ての環境や支援への満足度について

就学前児童調査では、「3」【就学前児童・小学生調査】

の割合が49.0%と最も高く、
次いで「4」の割合が26.1%、
「2」の割合が16.0%となっ
ています。

小学生調査では、「3」の割
合が46.6%と最も高く、次
いで「4」の割合が26.8%、
「2」の割合が14.7%となっ
ています。



4 美濃加茂市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

美濃加茂市の子どもをめぐる現状やニーズ調査の結果などから、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

(1) 質の高い教育・保育を受けられる環境整備

現状と課題

少子化の進行により、家庭や地域で他の子どもと関わる機会が減少しており、教育・保育施設における集団教育・保育の持つ意義はますます高まっています。乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基盤となる時期で、子どもの心身の健やかな成長にきわめて重要であり、こうした中、すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境整備が必要です。

また、近年、幼稚園・保育所（園）・認定こども園・学校において、発達障がいなど特別な配慮が必要な子どもたちが増加傾向にあり、障がい特性等に配慮した対応や支援が求められています。

(2) 保育ニーズの高まりへの対応

現状と課題

子育て世代の労働力率をみると、依然として M 字カーブを描いているものの、ニーズ調査をみると、母親の就労意向が高くなっていることがうかがえます。

子育て家庭における働き方が変化しているなか、今後、幼稚園等の既存施設の活用を図りながら、保育所（園）の入所を希望する 0 歳から 5 歳児の受け入れの場の確保など、保育サービスの拡充を計画的に進めるとともに、地域や子ども・子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して本市の特性に応じた子育て支援施策を進めることが求められます。

(3) 子育て家庭を支える地域づくり

現状と課題

これまで本市では、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の解消に向けて、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場づくりを進めてきました。

また、アンケート調査から、わずかながら、誰にも相談する人がいない、子どもを親族・知人等の誰にもみてもらうことができないなど、子育ての不安感、孤立感を持つ保護者の姿がうかがえます。

そのため、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども・子育て家庭の不安や孤立感を解消し、妊娠期から安心して、また、喜びを感じながら子育てができるよう支援していくことが求められます

1 基本理念

本計画では、美濃加茂市次世代育成行動計画（後期行動計画）の基本理念を継承するとともに、国が示す子ども・子育て支援の意義やニーズ調査の結果を踏まえ、美濃加茂市の目指す将来像として、次のように基本理念を定めます。

安心して子育てしやすいまち みのかも

少子高齢化や核家族化が進む中、子育て家庭が孤立することなく、希望を持ち子育てができるようにすることが大切です。そのためには、子育て家庭が、保育サービス等の子育て支援サービスを適切に利用しながら、子育て経験者や高齢者、専門職、事業者など多くの地域住民との関わりの中で、子育てを行える環境づくりが重要です。

子どもが心豊かで健やかに育ち、子育てに対する喜びを感じながら、誰もが安心して子どもを産み育てるため、「安心して子育てしやすいまち みのかも」を目指し、計画を推進します。

2 基本的な視点

子どもの視点に立った支援

美濃加茂市で育つ子どもが家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていけるよう、子どもの視点に立ち、幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

切れ目のない支援

すべての家庭及び子どもに対して、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させ、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくため、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を進めます。

地域社会全体による支援

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

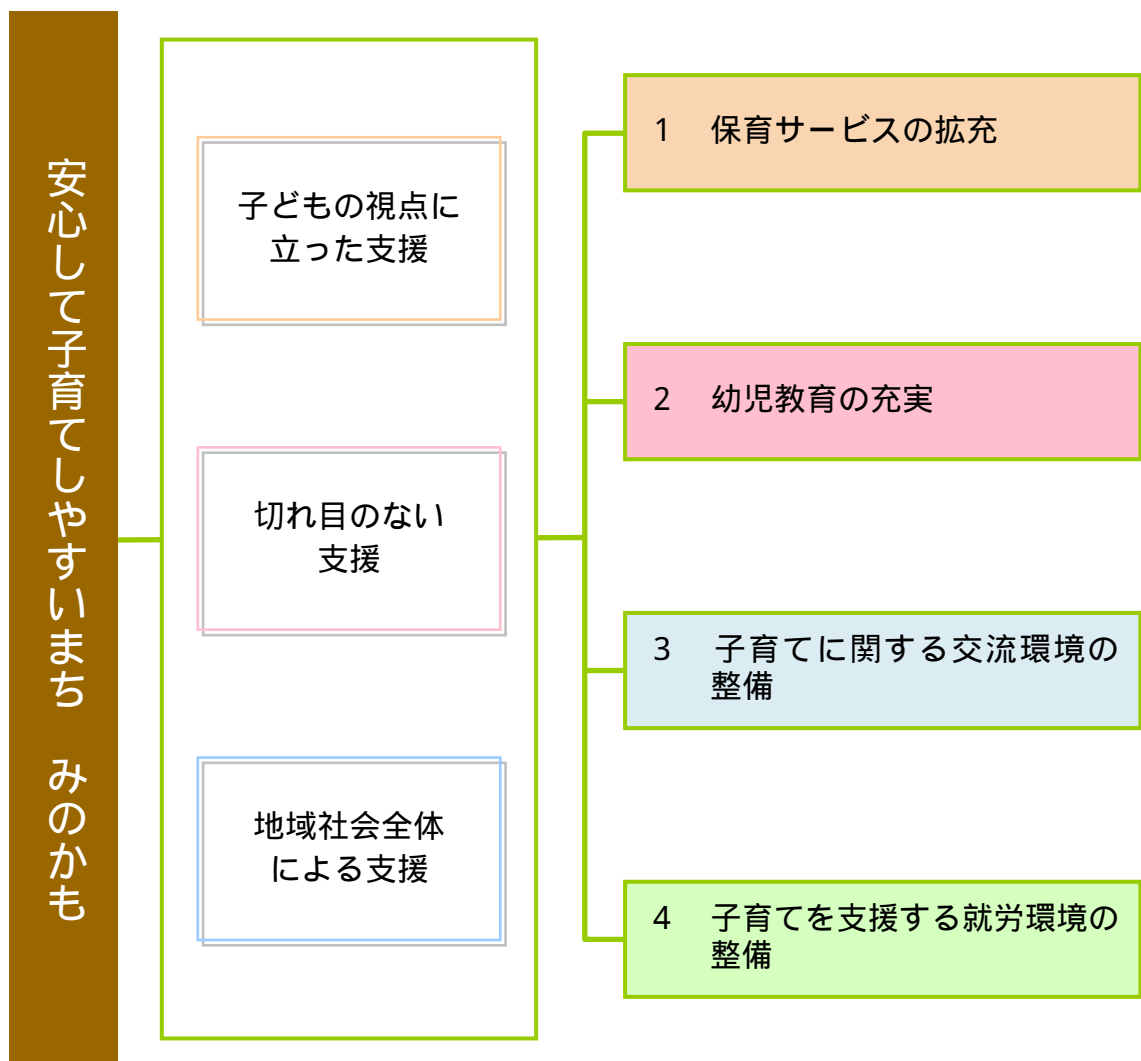
3 重点施策

子ども・子育てを取り巻く現状と課題や基本的な視点を踏まえながら、市民、地域、企業等の理解と連携により、子どもを安心して育てられる環境をつくとともに、子育てと仕事が両立できる子育てしやすいまちを目指し、4つの重点施策を定め、適切な子育て支援の充実を図ります。

【基本理念】

【基本的な視点】

【重点施策】



重点施策 1 保育サービスの拡充

本市では、3歳以上児の待機児童はいない状況ですが、働き方が多様化する中、ニーズ調査においては、時間外保育や一時預かり、学童保育（放課後児童クラブ）等の保育サービスのニーズが高くなっています。

そのため、保育施設の増改築や民間企業等との連携を図るなど、保育サービスの拡充を図ります。また、様々な機会を通じて、ファミリー・サポート・センターの周知を図り、利用を促進するとともに、サポート会員の増加を目指します。

主要な取組

- ・ 特定地域型保育事業
- ・ 一時預かり事業（保育所（園）、ファミリー・サポート・センター）
- ・ 放課後児童健全育成事業
- ・ 時間外保育事業
- ・ 障がい児保育事業

重点施策 2 幼児教育の充実

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。ニーズ調査結果においても、幼児期からの教育を望んでいる保護者が多くなっており、子どもの生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえて幼児教育を充実していくため、幼・保・小・中の連携を強化し、一貫した幼児教育を進めます。

また、本市には幼稚園が2カ所しかなく、保護者のニーズに対応していくため、小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能とすべての子育て家庭を対象に、子育てで不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ、認定こども園の整備を進めます。

主要な取組

- ・ 幼・保・小・中の連携を強化
- ・ 認定こども園の整備
- ・ 保育の質の向上のための研修

重点施策 3 子育てに関する交流環境の整備

子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、子育てに不安や問題を抱えている家庭も少なくありません。子育てにかかわるすべての人が、子育てに対する不安を抱え込むことなく、身近な地域で安心して子育てができるよう、育児経験豊かな地域の人材やボランティアの協力を得ながら、多様なニーズに合った事業を展開するため子育て支援事業の拡充をしていきます。

また、子育ての不安を解消するためにしつけに関する知識や子どもとの接し方などを学習する機会の充実を図ります。

さらに、ニーズ調査において、「家庭と仕事が両立できるよう、各種支援事業の周知」の割合が高くなっており、子育てに関する情報を広報誌やホームページ、各種健診の機会を通じて情報提供をし、周知を図るとともに、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう利用者支援ができる職員を配置します。

主要な取組

- ・ 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン等）
- ・ 利用者支援専任職員の配置
- ・ 子育てに関する情報提供の充実

重点施策 4 子育てを支援する就労環境の整備

ニーズ調査結果において、現在就労していない母親のうち、1年より先、就労したい割合が約5割、すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい割合が約2割と就労を希望する母親の割合が高くなっています。本市では、前述のとおり、3歳以上の待機児童はいないものの、近年では3歳未満児の待機児童が発生している状況となっています。そのため、安心して就労できるよう、保育所（園）の増設や新設を進めるとともに、地域型保育における3歳未満児の受け入れを促進します。

主要な取組

- ・ 3歳未満児の待機児童の解消
- ・ 保育園設備整備

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となるため、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情や利用者の通園等の動線も考慮し、本市では行政区1圏域を教育・保育提供区域と設定します。

ただし、美濃加茂市は大きく東部地区、西部地区、北部地区に分けられるため、こうした地域のニーズについて、ニーズ調査の結果を考慮し、施設整備等を行う際に配慮していきます。



2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

平成 27 年度からスタートする子ども・子育て支援新制度では、市町村において 5 年を 1 期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、幼稚園や保育所（園）などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

(1) 「認定区分」、「家庭類型」による「量の見込み」の算出

認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

以下のとおり、これまでの保育所（園）の利用要件である「保育に欠ける事由」に追加や緩和がされています。

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令第 27 条・再掲)

以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

昼間労働することを常態としていること（就労）

妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）

疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）

同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）

震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）

前各号に類する状態にあること（その他）

新制度における「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること
同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
就労

・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）

・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。

妊娠、出産

保護者の疾病、障害

同居又は長期入院等している親族の介護・看護

・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

災害復旧

求職活動

・起業準備を含む

就学

・職業訓練校等における職業訓練を含む

虐待やDVのおそれがあること

育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

長時間（主にフルタイムの就労を想定。現行の 11 時間の開所時間に相当）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の 2 区分の保育必要量を設けることになり、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

		保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（11時間）			
		保育短時間利用（8時間）			
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（11時間）		1号認定	教育標準時間利用（3～4時間）
		保育短時間利用（8時間）			

家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに算出します。

父親		母親		パートタイム就労(産休・育休含む)				未就労
		ひとり親	フルタイム就労(産休・育休含む)	120時間以上	120時間未満 52時間以上	52時間未満	未就労	
ひとり親		タイプA						
フルタイム就労(産休・育休含む)			タイプB	タイプC		タイプC		
パートタイム就労(産休・育休含む)	120時間以上		タイプC	タイプE			タイプD	
	120時間未満 52時間以上				タイプE			
	52時間未満		タイプC					
未就労				タイプD			タイプF	

↑ 保育を必要とする
 ↑ 保育を必要としない

- タイプA : ひとり親家庭（母子または父子家庭）
 - タイプB : フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
 - タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 120 時間以上 + 下限時間～120 時間の一部）
 - タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 120 時間未満 + 下限時間～120 時間の一部）
 - タイプD : 専業主婦（夫）家庭
 - タイプE : パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月 120 時間以上 + 下限時間～120 時間の一部）
 - タイプE : パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月 120 時間未満 + 下限時間～120 時間の一部）
 - タイプF : 無業の家庭（両親とも無職の家庭）
- 育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

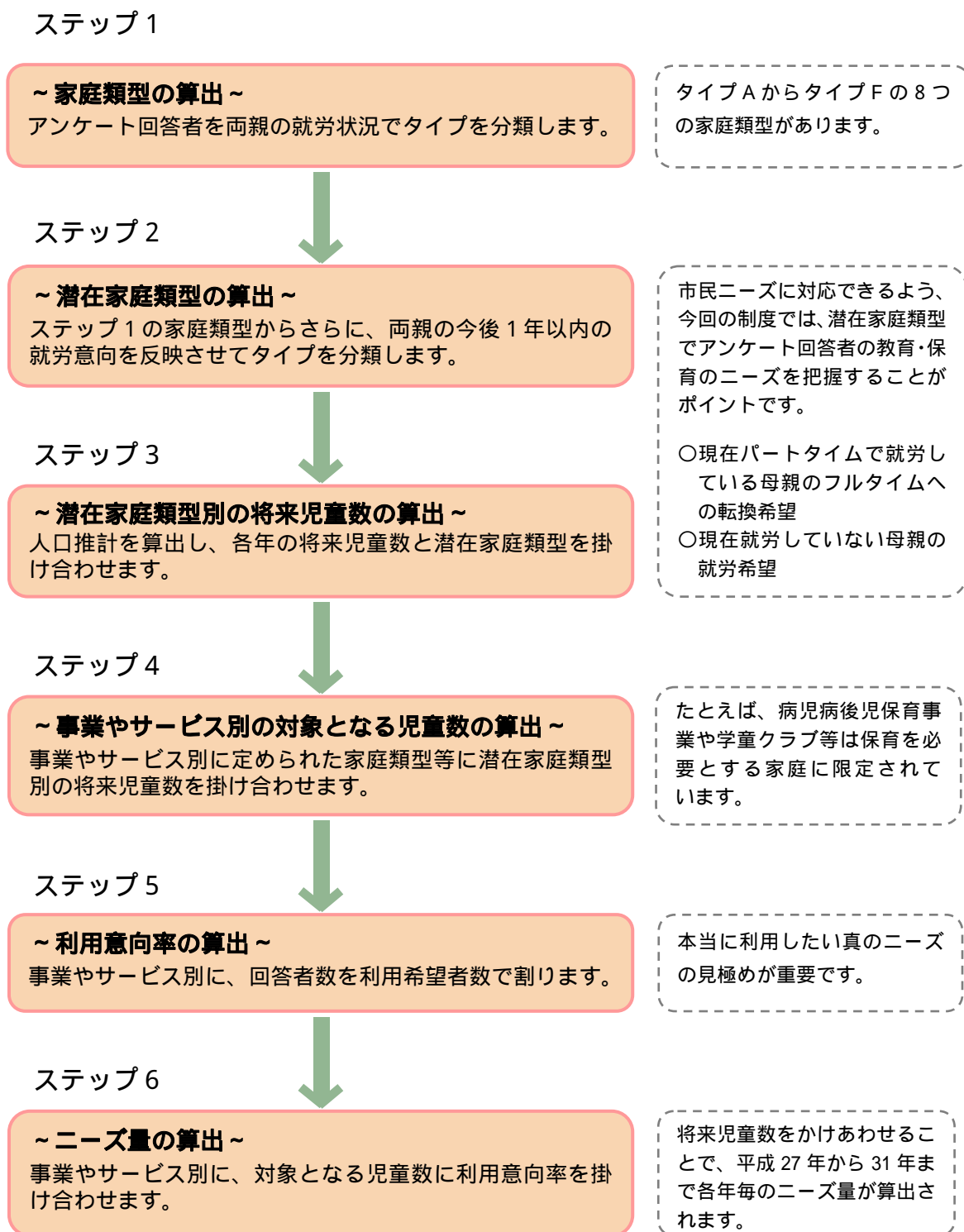
【 教育・保育の量の見込み 】

	対象事業 (認定区分)		対象家庭	対象児童年齢	
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	
2	保育認定	幼稚園	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	3～5歳
	保育認定	認定こども園 保育所(園)			
3	保育認定	認定こども園 保育所(園) 地域型保育	3号認定		0～2歳

【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭	対象児童年齢
4	時間外保育事業(保育所延長保育)	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業(学童クラブ事業)	ひとり親家庭 共働き家庭	1～3年生 4～6年生
6	子育て短期支援事業 (ショートステイ) (トワイライトステイ)	すべての家庭	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2歳
8	一時預かり事業 (幼稚園在園児対象の一時預かり)	専業主婦(夫)家庭	3～5歳
	(その他)	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5歳
9	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	すべての家庭	0～5歳 1～3年生 4～6年生
11	利用者支援事業	すべての家庭	0～5歳 1～6年生

(3) 「量の見込み」の算出の流れ



上記ステップを基本にニーズ量を算出していますが、算出されたニーズから、どのような対象者でどのくらいの量を求め、現状との乖離状況がどれくらい生じている等、詳細に分析を行い、合理的な条件のもと、補正を行っています。

3 幼児期の学校教育・保育の見込みと確保内容・実施時期

(1) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【今後の方向性】

現状では、3歳児以上の待機児童はいない状況であり、今後も既存の保育所（園）で対応していきます。しかし、既存の園舎等の設備が老朽化してきているため、必要に応じて建て替えや新設等を検討していきます。

一方で、0歳児、1・2歳児のニーズは高くなっており、保育所（園）、地域型保育の増設・新設による受け入れを促していきます。

また、幼稚園については、今後のニーズを踏まえながら、既存の私立幼稚園との連携を図り、2号認定のうち教育希望が強いニーズについては、保育所（園）の認定こども園化を検討していきます。

【平成27年度】

		平成27年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考)児童数推計		1,807人		1,108人	509人	
ニーズ量の見込み		576人	118人	1,058人	430人	78人
		694人				
提供量(確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園	0人				
	認定こども園	0人	0人	0人	0人	
	保育園			1,068人	327人	60人
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	640人				
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育				0人	0人
認可外保育施設					0人	0人
提供量合計		640人		1,068人	327人	60人
					保育利用率 23.9%	
過不足分(提供量 - ニーズ量)		54人		10人	103人	18人

【平成 28 年度】

		平成 28 年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		1,778人		1,080人	497人	
ニーズ量の見込み		567人	117人	1,041人	419人	76人
		684人				
提供量(確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園	0人				
	認定こども園	0人		0人	0人	0人
	保育園			1,088人	369人	78人
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	640人				
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育				0人	0人
認可外保育施設				0人	0人	0人
提供量合計		640人		1,088人	369人	78人
				保育利用率 28.3%		
過不足分(提供量 - ニーズ量)		44人		47人	50人	2人

【平成 29 年度】

		平成 29 年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		1,730人		1,051人	482人	
ニーズ量の見込み		552人	113人	1,013人	408人	74人
		665人				
提供量(確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園	0人				
	認定こども園	25人		0人	0人	0人
	保育園			1,063人	389人	78人
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	640人				
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育				19人	0人
認可外保育施設				0人	0人	0人
提供量合計		665人		1,063人	408人	78人
				保育利用率 31.7%		
過不足分(提供量 - ニーズ量)		0人		50人	0人	4人

【平成 30 年度】

		平成 30 年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		1,699人		1,022人	469人	
ニーズ量の見込み		542人	111人	995人	397人	72人
		653人				
提供量(確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園	0人				
	認定こども園	25人		0人	0人	0人
	保育園			1,063人	389人	78人
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	640人				
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育				19人	0人
認可外保育施設					0人	0人
提供量合計		665人		1,063人	408人	78人
					保育利用率 32.6%	
過不足分(提供量 - ニーズ量)		12人		68人	11人	6人

【平成 31 年度】

		平成 31 年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		1,661人		992人	456人	
ニーズ量の見込み		530人	109人	973人	385人	70人
		639人				
提供量(確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園	0人				
	認定こども園	25人		0人	6人	10人
	保育園			1,063人	389人	78人
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	640人				
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業所内保育				19人	0人
認可外保育施設				0人	0人	0人
提供量合計		665人		1,063人	408人	78人
					保育利用率 33.6%	
過不足分(提供量 - ニーズ量)		26人		90人	23人	8人

4 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保内容・実施時期

(1) 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【今後の方向性】

現在、保育所（園）では、18時30分を超えて保育を実施しているところがあり、今後も、利用者のニーズを踏まえ、時間帯や人材の確保により、さらなる事業の充実を検討していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	221人	217人	211人	206人	201人
実施箇所数 (確保方策)	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所
提供量	221人	217人	211人	206人	201人
過不足 (提供量 - ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【今後の方向性】

現在は高学年までを対象としているものの、待機児童が発生しています。また、開設場所については、一部を除いて小学校の空き教室を転用していますが、小学校現場では、特別支援教室の増加や少人数学級教育への対応で教室が必要になってきているため、空き教室がなく、義務教育の場の提供に大きな影響が出てきている状況となっています。

そのため、地域の実情を考慮しつつ、民間活力を利用する等、これまでとは異なった視点での方向性を横断的な観点から検討していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 ～ 3 年生 量の見込み	546 人	549 人	542 人	555 人	554 人
4 ～ 6 年生 量の見込み	294 人	283 人	284 人	288 人	298 人
計	840 人	832 人	826 人	843 人	852 人
全 学 年 確 保 量	684 人	724 人	724 人	724 人	724 人
過 不 足 (確保量・量の見込み)	156 人	108 人	102 人	119 人	128 人

(3) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【今後の方向性】

平成25年度の利用実績は、0～5歳、就学児ともに0件であるものの、ニーズはあることから、引き続き、子育て短期支援事業を継続していきます。

また、広報紙やホームページにおいて事業内容について周知していきます。

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	17人日	17人日	17人日	17人日	17人日
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
提 供 量	17人日	17人日	17人日	17人日	17人日
過 不 足 (提 供 量 ・ ニ ー ズ 量)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【今後の方向性】

平成 26 年 4 月から地域子育て支援センターを旧三和保育園に移設したため、周知を図り、利用を促進します。また、ニーズが高く、乳幼児活動や相談事業の充実、妊産婦（プレママ）対象事業の実施、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業を充実していくとともに、既存施設が質・量共に十分な受け皿となるような方策を検討していきます。

今後はさらに、様々なニーズに対応していくため、地域で活動する団体等とも連携を図り、重層的なサービスの提供に努めます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	15,709 人日	15,393 人日	14,975 人日	14,638 人日	14,270 人日
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	7 か所	7 か所	8 か所	8 か所	8 か所
提 供 量	15,709 人日	15,393 人日	14,975 人日	14,638 人日	14,270 人日
過 不 足 (提供量 - ニーズ量)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(5) 幼稚園における一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要望に応じて、希望する子どもを対象に実施する事業です。

【今後の方向性】

幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業については、現在、概ね2園で1日24人程度が利用している状況であり、既存の幼稚園での対応を維持していきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量(1号認定による利用)	3,005 人日	2,958 人日	2,879 人日	2,827 人日	2,765 人日
ニーズ量(2号認定による利用)	1,528 人日	1,505 人日	1,464 人日	1,438 人日	1,406 人日
実施箇所数(確保方策)	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
提 供 量	4,533 人日	4,463 人日	4,343 人日	4,265 人日	4,171 人日
過 不 足 (提供量 - ニーズ量)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(6) 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所（園）その他の場所で一時的に預かる事業です。

【今後の方向性】

保育所（園）等の一時的預かり事業については、既存の保育所（園）等の供給体制で対応するとともに、今後は、施設の増改築による受け入れを確保していきます。

また、就学児、就学前児童を含めた平成 26 年 9 月現在のファミリー・サポート・センター事業のサポート会員は 132 人、利用会員 856 人、両方会員は 21 人、登録会員は 1,009 人となっており、多様なニーズ対応していくため、ファミリー・サポート・センター事業の周知を図り、利用を促進します。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量(在園児対象を除く一時預かり)	3,715 人日	3,632 人日	3,533 人日	3,445 人日	3,353 人日
実施箇所数 (確保方策)	3 か所	4 か所	5 か所	5 か所	5 か所
提 供 量	3,715 人日	3,632 人日	3,533 人日	3,445 人日	3,353 人日
過 不 足 (提供量 - ニーズ量)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(7) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病後回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【今後の方向性】

病児病後児保育事業の平成 25 年度の利用者は 79 人となっており、新規登録者数は 72 人となっています。現在、木沢記念病院内病児・病後児保育園「ぷーさんの家」で 1 日 4 名程度の定員（4 人×52 週×5 日 = 1,040 人日/年）となっていることから、引き続き、現在の供給体制を継続していきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	17 人日	17 人日	17 人日	17 人日	17 人日
実施箇所数 (確保方策)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
提供量	1,040 人日	1,040 人日	1,040 人日	1,040 人日	1,040 人日
過不足 (提供量 - ニーズ量)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

提供料がニーズ量を上回っているため、過不足は 0 人日とします。

(8) ファミリー・サポート・センター（就学児童のみ）

【事業概要】

子育ての援助を求める会員とそのサービスを提供できる会員で組織し、援助を求める会員が子育てで援助の必要なときに、一時的、臨時的に、有償で、子育ての援助に応える事業です。

援助を求める会員は、おおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

【今後の方向性】

就学児、就学前児童を含めた平成26年9月現在のサポート会員は132人、利用会員856人、両方会員21人、登録会員は1,009人となっています。

今後も、保育施設への送り迎えや一時預かり等の多様なニーズ対応していくため、ファミリー・サポート・センター事業の周知を図り、利用を促進します。

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	17人日	17人日	17人日	17人日	17人日
提 供 量	17人日	17人日	17人日	17人日	17人日
過 不 足 (提供量 - ニーズ量)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(9) 利用者支援事業

【事業概要】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいた情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用を助言できるよう実施する。

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努める。

本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図る。

その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行う。

【今後の方向性】

保育を希望する保護者の相談に応じ、保育所（園）のほか、一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育資源・保育サービスについて、情報提供を行います。

また、地域子育て支援センターの周知を図るとともに、単なる情報提供の場ではなく、子育てニーズを把握し、関係機関との連携調整、運営、地域課題の発見などの事業を明確化していきます。

さらに、子どもが集まる場所に専任の相談員を配置し、子どもを遊ばせながら気軽に相談が受けられる環境を整備していきます。

(10) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【今後の方向性】

妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的とし、母子共に安全安心な出産を目指すため、平成 26 年 4 月から県下で統一された妊娠届出書を活用し、妊婦の精神状態や環境等に関する情報を把握するとともに、リスクのある妊婦に積極的にかかわっていきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	593 人	579 人	562 人	546 人	531 人
提 供 量	593 人	579 人	562 人	546 人	531 人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	健康課				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業（乳児訪問）

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

当市では、「乳児訪問」として実施しています。

【今後の方向性】

現状では、99%以上の実施率となっており、引き続き、事業を展開していきます。また、子育てに不慣れな母親の不安を和らげ、必要な支援や助言を行うとともに、乳児と保護者の状況を把握し、特に支援が必要と認められる状態の早期発見に努めます。

さらに、妊娠期より支援を必要とする人を把握するための事業に取り組んでいきます。

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推 計 値	509人	497人	482人	469人	456人
提 供 量	509人	497人	482人	469人	456人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	健康課				

(12) 養育支援訪問事業等

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

健康課と連携を取りながら実施しています。

【今後の方向性】

相談・指導・助言する人材を育成して充実を図り、事業の充実に努めていきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	3 人	4 人	4 人	5 人	5 人
提 供 量	3 人	4 人	4 人	5 人	5 人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	こども課				

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされていますが、施設によっては、実費徴収等の上乗せ徴収を行う場合が想定されています。日用品・文房具等必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

【今後の方向性】

事業の導入については、国及び県の動向を踏まえた上で事業実施を検討します。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業が安定的、かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行います。

5 教育・保育施設及び地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の質の確保に関する事項

(1) 教育保育の質の向上

生涯にわたる人間形成の基盤となる乳幼児期において、適切な保育や教育を受けることができるように、今後、幼稚園・保育所(園)において、一人ひとりの子どもの発達に必要な経験を見通した保育・教育内容、保育・教育環境の充実に努めます。

(2) 幼稚園教諭・保育士の資質の向上

幼稚園教諭と保育士の合同研修など、幼稚園・保育所(園)の連携を進め、情報の共有に相互理解を深め、幼稚園教諭・保育士の資質の向上を図るとともに、就学前教育から小学校への円滑な移行ができるように幼稚園・保育所(園)と小中学校の連携を強化し、子どもの生活・育ちの連続性を大切にしていきます。

6 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園が幼稚園及び保育所(園)の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることから、認定こども園の計画的な整備を検討するとともに、幼稚園及び保育所(園)から認定こども園への移行に必要な支援、その他、認定こども園の普及に必要な支援を行います。

また、今後、幼稚園及び保育所(園)の相互の連携並びに幼稚園及び保育所(園)と小中学校等との連携を推進します。

7 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

(1) 就業環境改善への働きかけ

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

また、特定事業主行動計画の推進など、事業者に対して働きかけを行っていきます。

8 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

(1) 児童への権利侵害対策の充実

育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問等による援助・育児指導や相談体制の充実を図ります。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、子どもの権利擁護、虐待親への指導、家族関係修復支援などを、効果的・効率的に実施できるネットワーク体制の強化を図ります。

(2) 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

障がいのある子どもとその家庭に対して、地域の中で健やかに育つことができるように、一人ひとりの障がいの状況に応じた、ライフステージを通じた一貫したきめ細かい支援体制の構築を図っていくとともに、障がいのある子どもが地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。

また、気軽に相談できるような相談体制の充実や、多様化する障がいに対する相談への対応ができるように、関係機関と連携を強化します。

9 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために 必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 男女共同参画への意識づくり

少子高齢化の進行や共働き家庭の増加による多様な子育てニーズ・要望への対応、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進強化、複合的な困難を抱える男女への支援など新たな課題に対応しながら、男女共同参画社会の実現に向けた諸事業の実施と、様々な啓発活動を通して、男女共同参画社会の実現を目指していきます。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意義および重要性ならびに市民、事業者、行政が一体となって取り組むことの必要性について啓発を推進し、その定着を図ります。

1 行政機関の連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。



2 市民や地域との連携

子どもや子育て家庭を取り巻く、幼稚園、保育所(園)、学校、地域住民、事業者など多様な主体が、それぞれ責任を持って子どもの育ちをサポートしていく体制の整備、そのために必要な各主体への呼びかけ、啓発、参加促進、環境整備などを行い、市民や地域との連携のもと計画を推進していきます。

3 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「美濃加茂市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

この計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。